

国名	フィリピン
公的年金の体系	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>SSS</p> <p>民間労働者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>GSIS</p> <p>公務員</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>AFPRSBS</p> <p>軍人</p> </div> </div>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>◎被用者 (60歳以下の全ての民間労働者及びその使用者)</p> <p>◎自営業者 (月2,000ペソ (約4,250円) 以上の収入を得ている家庭内使用人 (メイド, 運転手等), 俳優, プロ・スポーツ選手, 農漁業関係者等)</p> <p>△離職した加入者</p> <p>◎海外労働者</p> <p>△加入者の配偶者</p>
保険料率 (SSS)	<p>12.0% (事業主8.0%, 被用者4.0%)</p> <p>自営業者は全額負担</p>
支給開始年齢	60歳以上の120月以上保険料を納付した退職者 (鉱山労働者は50歳以上)
基本給付額	
給付の構造	<p>給付月額は, 保険料支払い期間と退職前60か月の平均報酬月額に基づき, 以下の①又は②のうちより大きい額が支給される。</p> <p>①年金月額 = $300\text{ペソ} + 0.2 \times A + 0.02 \times A \times (\text{加入期間で10年を上回る年数})$</p> <p>② $0.4 \times A$</p> <p>A = 退職前60月の標準報酬月額の平均</p> <p>なお, 毎年12月には第13月の年金として1月分多く支給される。</p>
所得再分配	最低年金保障のため, 低所得者ほど所得代替率が高い。
公的年金の財政方式	段階保険料引上げ方式
国庫負担	財源は, 労使双方の負担による社会保険料 (Social Security/Insurance Contributions) と投資, 貸付等の資産運用の収益から成り立っており, 税金の投入等国庫からの支出はない。
年金制度における最低保障	120か月以上保険料を支払った者に対し月1,200ペソの給付が, 20年以上保険料を支払った者に対し月2,400ペソの給付が保障されている。また, 最低年金受給者が21歳未満で未婚の就労していない子供を扶養している場合には, 子供5人までを限度とし, 1人当たり年金 (月) 額の10% (最低月額250ペソ) が給付される。
無年金者への措置	年金支給要件を満たさない者は過去の保険料の元利合計を一時金として受給
公的年金と私的年金	企業年金・個人年金は高所得者層のみ, 家族による扶養の伝統が強い。
国民への個人年金情報の提供	納付証明を送付, SSS事務所で照会。

(岡田岳大・在フィリピン日本国大使館)